

表 の 見 方

第1 令和元年度地方公営企業決算状況調査対象事業及び期間

1 調査内容

- (1) 令和元年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日までとする。以下同じ。）
の決算の状況
- (2) 令和元年度の施設及び業務の概況

第2 調査対象事業及び事業数

1 法適用企業

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の全部又は財務規定等を適用している事業。
ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。

具体的には、水道事業5、工業用水道事業1、交通事業（自動車運送）2、病院事業9、下水道事業6の合計23である。

2 法非適用企業

地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている同法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に掲げる事業（流域下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設及び個別排水処理施設を含む。）並びに有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、上記1の法適用事業を除いた事業。

具体的には、簡易水道事業8、下水道事業30、と畜場事業1、観光施設事業（休養宿泊施設）1、宅地造成事業5、駐車場整備事業7、介護サービス事業17の合計69である。

第3 調査期日

1 法適用企業

全表とも決算日（3月31日）現在

2 法非適用企業

「施設及び業務概況に関する調」については、各年度の末日（3月31日）現在の数値。第21表、第32表、第33表（下水道事業のみ）、第26表、第24表、第40表及び第45表については、各年度の出納閉鎖日（5月31日）現在の数値。

第4 集計の方法及び用語の定義

1 法適用企業

(1) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入している。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。文章中の差引数値も一致しない場合がある。また、損益計算書は税抜数値で作成されるため、本文「3 経営の規模」及び「4 経営状況の概要」中、法適用企業の収益的収支に関する記述は税抜数値によりなされている。ただし、決算規模における法適用企業の総費用は税込数値で計上されているほか、資本的収支に関する記述は税込数値によりなされている。

(2) 財務諸表

ア 項目区分は、地方公営企業法施行規則に定める勘定科目に準拠している。

イ 全事業合計は、各事業の共通項目について集計したものである。

ウ 資本的収支に関する調は、次の区分により集計を行った。

(ア) 「翌年度へ繰越される支出の財源充当額」は、当該年度の資本的収入額のうち、当該年度において事業が完了しない等の理由により当該収入額を充当すべき支出が翌年度へ繰り越された場合の翌年度支出額に対する充当額である。

(イ) 「前年度同意等債で今年度収入分」は、前年度同意等債で今年度収入したもののうち、前年度において支出予算執行済みとした建設改良費で未払としたものの財源に充てた企業債の額である。

(ウ) 「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」の算出は、資本的収入額から「翌年度へ繰り越される支出の財源充当額」及び「前年度同意等債で今年度収入分」を控除した額が、資本的支出額に不足する場合の額のみを集計したものである。

(エ) 「補てん財源」とは、(ウ)の「資本的収入額が資本的支出額に不足する額」を補てんするため充てた過年度及び当年度分損益勘定留保資金、繰越利益剰余金処分量、当年度利益剰余金処分量、積立金取り崩し額、繰越工事資金等の合計額である。

(3) 経営分析

ア 各比率の算出方法等は次のとおりである。

$$(ア) \text{ 固定資産構成比率 (\%)} = \frac{\text{固定資産}}{\text{固定資産} + \text{流動資産} + \text{繰延資産}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 固定負債構成比率 (\%)} = \frac{\text{固定負債}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 自己資本構成比率 (\%)} = \frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}}{\text{負債} \cdot \text{資本合計}} \times 100$$

- (工) 固定資産対長期資本比率 (%) = $\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$
- (ク) 固定比率 (%) = $\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{評価差額等} + \text{繰延収益}} \times 100$
- (カ) 流動比率 (%) = $\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$
- (キ) 当座比率 (%) = $\frac{\text{現金及び預金} + \text{未収金} - \text{貸倒引当金}}{\text{流動負債}} \times 100$
- (ク) 総収支比率 (%) = $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}} \times 100$
- (ケ) 経常収支比率 (%) = $\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$
- (コ) 営業収支比率 (%) = $\frac{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}}{\text{営業費用} - \text{受託工事費用}} \times 100$
- (サ) 企業債元金償還金対減価償却額比率 (%) = $\frac{\text{企業債元金償還金}}{\text{当年度減価償却費} - \text{長期前受金戻入}} \times 100$
- (シ) 企業債元金償還金対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債元金償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
- (ス) 企業債利息対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債利息}}{\text{料金収入}} \times 100$
- (セ) 企業債元利償還金対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{企業債元利償還金}}{\text{料金収入}} \times 100$
- (ソ) 職員給与費対料金収入比率 (%) = $\frac{\text{職員給与費}}{\text{料金収入}} \times 100$
- (タ) 有形固定資産減価償却率 (%) = $\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の原価}} \times 100$
- (チ) 繰入金比率 (収益的収入) (%) = $\frac{\text{繰入金 (収益的収入分)}}{\text{総収益}} \times 100$
- (ツ) 繰入金比率 (資本的収入) (%) = $\frac{\text{繰入金 (資本的収入分)}}{\text{資本的収入計}} \times 100$
- (テ) 経常損失比率 (%) = $\frac{\text{経常損失}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$

$$(b) \text{ 累積欠損金比率 (\%)} = \frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

$$(c) \text{ 不良債務比率 (\%)} = \frac{\begin{array}{l} \text{(流動負債} - \text{建設改良費等の財源に充てた企業債・長期借入金} \\ - \text{PFI法に基づく事業に係る建設事業費等のリース債務)} \\ - \text{(流動資産} - \text{翌年度繰越財源)} \end{array}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$$

注) (a)(b)(c)の企業債元金償還金は建設改良に係るものである。

イ 法適用企業の料金単価と供給原価の算出方法は、次のとおりである。

(ア)料金単価

$$a \text{ 水道} : \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$b \text{ 工業用水道} : \frac{\text{給水収益}}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$$

$$c \text{ 交通 (バス)} : \frac{\text{自動車運送事業経常収益}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$$

$$d \text{ 下水道} : \frac{\text{料金収入}}{\text{有収水量}}$$

(イ)供給原価

$$a \text{ 水道} : \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量}}$$

$$b \text{ 工業用水道} : \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{年間総有収水量 (計量分)}}$$

$$c \text{ 交通 (バス)} : \frac{\text{経常費用} - (\text{受託工事費} + \text{附帯工事費} + \text{材料及び不用品売却原価}) - \text{長期前受金戻入}}{\text{自動車運送事業 (乗合+貸切) 年間走行km}}$$

$$d \text{ 下水道 (汚水処理原価)} : \frac{\text{汚水処理費}}{\text{有収水量}}$$

ウ 上記のほか、下水道事業の各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(ア) \text{ 普及率 (\%)} = \frac{\text{現在処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

$$(イ) \text{ 有収率 (\%)} = \frac{\text{年間有収水量}}{\text{汚水処理水量}} \times 100$$

$$(ウ) \text{ 企業債残高対事業規模比率 (\%)} = \frac{\text{企業債残高} - \text{企業債償還額のうち一般会計等負担分}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益} - \text{雨水処理負担金}} \times 100$$

$$(エ) \text{ 水洗化率 (\%)} = \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

$$(オ) \text{ 有形固定資産減価償却率 (\%)} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{償却資産}} \times 100$$

$$(カ) \text{ 管渠老朽化率 (\%)} = \frac{\text{法定耐用年数を越えた管渠延長}}{\text{下水管布設延長}} \times 100$$

$$(キ) \text{ 管渠改善率 (\%)} = \frac{\text{1年間の修繕・改良・更新管渠延長}}{\text{下水管布設延長}} \times 100$$

(4) 職種別給与に関する調

- ア 「年間延職員数」とは、年度中の毎月末において在職した職員数の合計である。
- イ 「平均月収額」は、年間支払額を年間延職員数で除した額であり、期末勤勉手当等を含むものである。
- ウ 「基本給」は、給料、扶養手当及び調整手当の合算額である。
- エ 「平均年齢」は、年度末職員の延職員年齢数を年度末職員数で除したものである。

2 法非適用企業

- (1) 各項目の数値は、表示単位未満を四捨五入したものである。したがって、その内訳を合計した数値は合計欄の数値と一致しない場合がある。文章中の差引数値も一致しない場合がある。

また、各項目の数値は税込数値である。

(2) 決算の状況

- ア 「歳入歳出決算に関する調」については、法適用企業に準じて作成した。

イ 赤字比率は $\frac{\text{実質赤字額}}{\text{営業収益}-\text{受託工事収益}} \times 100$ で算出した。

ウ 収益的収支比率は $\frac{\text{総収益}}{\text{総費用}+\text{地方債償還金}} \times 100$ で算出した。

第5 その他

1 単位

単位は、特に表示のないものについては、次による。

- ア 金額 ————— 千円
- イ 比率 ————— %
- ウ 料金等 ————— 円
- エ 人数 ————— 人

2 表・行・列番号

事業別決算統計資料の各表は、総務省が作成した「地方公営企業決算状況調査」の調査表と同じ表・行・列番号を用いている。

3 下水道事業における読み替え

事業別決算統計資料のうち、法非適用企業の下水道事業は公共下水道事業（公共）の項目を使用している。特定地域生活排水処理事業（特排）及び個別排水処理事業（個排）は、以下のとおり読み替える。

表・行・列	公共	特排・個排
10表01行22列	受益者負担金（千円）	分担金（千円）
10表01行27列	処理場費（千円）	浄化槽費（千円）
10表01行38列～55列 （大項目）	処理場	浄化槽
10表01行38列	終末処理場数（箇所）	浄化槽設置基数（基）
10表01行39列	高度処理（箇所）	高度処理（基）
10表01行40列	高級処理（箇所）	高級処理（基）
10表01行44列	晴天時現在処理能力（m ³ /日）	現在処理能力（m ³ /日）
10表02行02列	処理場部門（人）	浄化槽部門（人）
26表02行25列	処理場費	浄化槽費
26表02行76列	処理場費	浄化槽費
26表02行80列	処理場費	浄化槽費
33表01行43列～50列 （中項目）	受益者負担金	分担金
33表01行43列	負担金制度採用年月日	分担金制度採用年月日
40表01行21列～22列 （中項目）	緊急下水道整備特定事業等に 要する経費	個別排水処理事業に要する 経費
40表02行11列～12列 （中項目）	緊急下水道整備特定事業等に 要する経費	個別排水処理事業に要する 経費